



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
2月28日(月)  
号 外  
第5号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 1

## 規 則

### 栃木県規則第3号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和4年2月28日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（令和3年栃木県条例第56号）の施行期日は、令和4年3月1日とする。

### 栃木県規則第4号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月28日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成5年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第3（第13条関係）					別表第3（第13条関係）				
体 育	附 属 設 備		使用単位	使用料	体 育	附 属 設 備		使用単位	使用料
施設名	及 び 器 具 名				施設名	及 び 器 具 名			
略					略				
栃木県 総合運 ア	放 送 設 備	武 道 館	略	略	略	武 道 館	略	略	略
			弓道場 (近的 射場)	略	略		略	略	
			弓道場 (遠的 射場)	<u>1日1回 につき</u>	<u>1,020円</u>		略	略	
		略	略	略	略	略			
フ ロ ア	武 道	略	略	略	フ ロ ア	武 道	略	略	略
		弓道場 (近的)	略	略			弓道場 (近的)	略	略

動公園 北・中央 エリア	シ ー ト	館	射場)			動公園 北・中央 エリア	シ ー ト	館	射場)			
			弓道場 (遠的 射場)	1日1回 につき	80円				弓道場 (近的 射場)			
	略			略	略	略			略	略		
	照明 設備	武 道 館	略		略	略	照明 設備	武 道 館	略		略	略
			略		略	略			略		略	略
			弓道場 (近的 射場)	略	略	弓道場 (近的 射場)			略	略		
略		弓道場 (遠的 射場)	1時間に つき	20円	略		略		略	略		
略			略	略	略			略	略			
略					略							
備考 略					備考 略							

別記様式第1号(その6)及び別記様式第2号(その6)中「e 弓道場(近的射場)」を「e 弓道場(近的射場) f 弓道場(遠的射場)」に、

「 a 陸上競技場                      b 第2陸上競技場  
c 野球場(本球場)                  d サッカー・ラグビー場  
e テニスコート                      f 武道館第1道場  
g 武道館第2道場                    h 武道館弓道場(近的射場)  
i 多目的広場(投てき場)            」を

「 a 陸上競技場                      b 第2陸上競技場  
c 野球場(本球場)                  d サッカー・ラグビー場  
e テニスコート                      f 武道館第1道場  
g 武道館第2道場                    h 武道館弓道場(近的射場)  
i 武道館弓道場(遠的射場)        j 多目的広場(投てき場)            」に、

「 a 武道館第1道場    b 武道館第2道場  
c 武道館弓道場(近的射場)        」を

「 a 武道館第1道場                    b 武道館第2道場  
c 武道館弓道場(近的射場)        d 武道館弓道場(遠的射場)        」に、

「 a 陸上競技場1/5灯                  b 陸上競技場1/4灯  
c 陸上競技場1/3灯                  d 陸上競技場1/2灯  
e 陸上競技場4/5灯                  f 陸上競技場全灯  
g 野球場(本球場)2/5灯  
h 野球場(本球場)2/3灯  
i 野球場(本球場)全灯              j テニスコート  
k 武道館第1道場1/3灯              l 武道館第1道場2/3灯  
m 武道館第1道場全灯              n 武道館第2道場  
o 武道館弓道場(近的射場)        」を

「 a 陸上競技場1/5灯                  b 陸上競技場1/4灯  
c 陸上競技場1/3灯                  d 陸上競技場1/2灯  
e 陸上競技場4/5灯                  f 陸上競技場全灯  
g 野球場(本球場)2/5灯              h 野球場(本球場)2/3灯  
i 野球場(本球場)全灯              j テニスコート  
k 武道館第1道場1/3灯              l 武道館第1道場2/3灯  
m 武道館第1道場全灯              n 武道館第2道場  
o 武道館弓道場(近的射場)        p 武道館弓道場(遠的射場)        」に改める。

**第2条** 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(その6)及び別記様式第2号(その6)中「M 多目的広場(投てき場)」を「M 多目的広場(投てき場) N 多目的広場(クレイ)」に、「N 会議室」を「O 会議室」に、「O ラウンジ」を「P ラウンジ」に、「P 師範室」を「Q 師範室」に、「Q 控室」を「R 控室」に、「R 放送設備」を「S 放送設備」に、「S フロアシート」を「T フロアシート」に、「T 大型映像装置 U 電光掲示板 V 移動式電光掲示板」を「U 大型映像装置 V 電光掲示板 W 移動式電光掲示板」に、「W 照明設備」を「X 照明設備」に、「X 冷房設備」を「Y 冷房設備」に、「Y 暖房設備」を「Z 暖房設備」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に第1条の規定による改正前の栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)